

# 費用賠償請求権の視点から見た プリンスホテル日教組大会事件

—東京高判平22・11・25判時2107・116（民事）—

福田 清明

## 目次

### 第1 はじめに

### 第2 ドイツにおける費用賠償請求権問題への対処

#### 1 2001年制定の債務法現代化法よりも前の状況

- (1) 採算性の推定による無駄になった費用の履行利益賠償への取り込み
- (2) 判例における採算性の推定の働かない費用の存在

#### 2 2002年施行の債務法現代化法によるドイツ民法典284条の導入以後の状況

- (1) ドイツ民法典新284条による費用賠償請求権の成立要件
- (2) 費用賠償請求権と採算性の推定を基礎とした損害賠償請求権との関係

### 第3 本件事案の第1審判決と控訴審判決における費用賠償請求権問題の扱われ方

#### 1 事実関係

#### 2 第1審判決と控訴審判決

- (1) 第1審判決の結論
- (2) Y<sub>1</sub>らの控訴を受けての控訴審の判決の結論
- (3) X<sub>1</sub>のY<sub>1</sub>に対する使用契約の不履行に基づく損害賠償請求権
  - ①第1審判決における使用契約の不履行に基づく損害賠償請求権
  - ②控訴審判決における使用契約の不履行に基づく損害賠償請求権

#### 3 費用賠償請求権問題の視点からの検討

### 第4 結び

## 第1 はじめに

本稿は、費用賠償請求権の視点から、プリンスホテル日教組大会事件（東京地判平成21年7月28日判時2051号3頁・判タ1313号200頁と東京高判平成22年11月25日判時2107号116頁・判タ1341号146頁）を検討する。

本件事案の発端は、日教組の教研集会の会場として高輪プリンスホテルの広間を使用するため

に、日教組と株式会社プリンスホテルの間で使用契約が締結されたが、同契約締結後に、ホテル側が右翼の街宣活動を危惧して、使用を拒絶したものである。本事案は、すでにこの段階で、報道がなされ、社会の耳目を集めるに至っていた。日教組は、教研集会開催予定日前に、会場使用を求めて仮処分申請を東京地方裁判所にした。同地裁は、仮処分決定を下した。それにもかかわらず、ホテル側は、使用拒絶の態度を変えず、仮処分命令に従わなかった。使用契約の成立および裁判所

による仮処分の発令をもってしても、教研集会の会場の使用に至らなかった日教組は、ホテルを被告として損害賠償等を求めて提訴した。この提訴をもって、本件訴訟が裁判所に係属した。

本件事案の確定した控訴審判決とその原審判決は、社会一般の関心と呼んだだけではなく、企業の危機管理の問題<sup>(1)</sup>、憲法上の問題<sup>(2)</sup>、あるいは民法の不法行為上の損害賠償請求権の問題<sup>(3)</sup>としても、すなわち法律学上の問題としても取り上げられた。しかし、本稿では、契約上の債務の不履行に基づく損害賠償の問題、つまり、費用賠償請求権の視点から、原審判決を含む控訴審判決を検討する。その意味では、本稿は、判決全体の事案解決としての妥当性を検討し、結論を導くための法解釈と推論を分析し、判決理由と傍論を区別し、最終的な判決の射程を測ることが期待される判例評釈とは異なるものになっている。

## 第2 ドイツにおける費用賠償請求権問題への対処

### 1 2001年制定の債務法現代化法よりも前の状況

#### (1) 採算性の推定による無駄になった費用の履行利益賠償への取り込み

ドイツ民法では、契約の不履行に基づく損害賠償請求において賠償される財産損害は、モムゼン(Friedrich Mommsen)の利益論(Zur Lehre von dem Interesse, 1855)に遡る差額仮説(Differenzhypothese)により把握される損害であったし、現在でも原則としてそうである<sup>(4)</sup>。この差額仮説により把握される財産損害とは、債権者の現実の財産状態と、本旨履行(ordnungsgemäße Erfüllung)が行われたならば在ったであろう仮定的な債権者の財産状態の差額である。この財産損害の把握の仕方に対応して、損害賠償請求権は、債務不履行によって損害を被った債権者を、債務者の本旨履行が行われていたならば在ったであろう財産状態に置くことを目的とするのである<sup>(5)</sup>。この賠償される損害を、不履行損害(Nichterfüllungsschaden)、履行利益

(Erfüllungsinteresse)、積極的利益(positives Interesse)という。積極的利益は、消極的利益(negatives Interesse)と同様、債権者の財産の損失(Vermögenseinbuße = damnum emergens)または逸失利益(entgangener Gewinn = lucrum cessans)という形で現れる。財産の損失は、積極財産の減少または消極財産の増加として現れる<sup>(6)</sup>。

このような損害把握からすると、締結された契約に関連して支出されたが契約の不履行によって無駄になった費用が、損害として賠償されることは、単純には導き出せない。契約の不履行が発生するまでに、債権者が契約の履行を期待して支出した費用は、契約の不履行があってもなくても、いずれにしても支出された費用であるから、契約不履行が引き起こした損害であるとは直ちにいえない。契約不履行と損害との因果関係がないのである。契約履行の場合でも、契約不履行の場合でも、この費用は、債権者の財産を減少させるものなのである。契約不履行の場合にのみ、この費用が債権者の財産を減少させるものではない。この費用は、差額説でいう債権者の現実の財産状態と債権者の仮定的財産状態の差額で表現される損害の中に含まれないのである。換言すれば、契約不履行がなければ在ったであろう財産状態に債権者を置くことという損害賠償請求権の目的からいえば、この費用による債権者の財産の減少を補填することは不要なのである。

無駄になった費用を損害賠償に取り込むために、連邦通常裁判所は、何度となく、同じ判断を繰り返してきた。その判断によれば、契約不履行を理由とする損害賠償請求権は、ライヒ裁判所が発展させた「採算性の推定(Rentabilitätsvermutung)」の基礎の上で、無駄になった費用を損害の中に包含することを可能にした。採算性の推定の内容は、期待を裏切られた契約一方当事者が、その支出した費用を、契約で約定された他方当事者からの反対給付がなされれば経済的に見合うものにするのができたということの推定である。債務者は異なる前提事実の証明をもって、採算性の推定を覆

すことが可能である。ここでも、差額仮説の適用が問題となっているのである。被害者たる債権者の投資（これが費用の支出である）によって生じた債権者の財産減少が、契約が適切に履行された場合には、投資が奏功して生じた財産増加によって補填されるという差額仮説における債権者の仮定的財産状態を使っているのである。無駄になった費用の賠償における損害は、正確に言えば、費用の支出それ自体ではなく、契約不履行によって利益を逸失し、その支出した費用を回収できずに無駄になった点つまり補填可能性の喪失にある<sup>(7)</sup>。

収益目的での支出された費用ではなく、観念的な目的で費用が支出されたが契約不履行でその支出目的が挫折した場合、連邦通常裁判所の見解によれば、当該費用を逸失利益の一部として損害に取り込むことができず、賠償されるべき財産損害は生じないのである<sup>(8)</sup>。

## (2) 判例における採算性の推定の働かない費用の存在

【1986年12月10日の市公会堂賃貸借事件判決】<sup>(9)</sup>

右翼政党Xが、「ルドルフ・ヘスをめぐる秘密」と題した政党講演会をY市の公会堂で開催するために、当該公会堂の賃貸借契約をY市と締結し、28000マルクの宣伝費をかけてその催し物の準備をした。しかし市議会及び市民から、1982年にノルトライン・ヴェストファーレン州の憲法擁護局の報告書と1983年の連邦憲法擁護局の報告書の右翼団体リストに名が挙がっている政党であり会場を貸すことを取りやめるようにとの声が上がった。Y市は、賃貸借契約の解除条項（公安を害する催し物に対しては公会堂の賃貸借契約を賃貸人である市が解除できるとする条項）を根拠に当該賃貸借契約解除をした。右翼政党Xは、この解除を無効とし、宣伝に費やした費用の賠償請求をした。本賃貸借契約の解除条項は、普通取引約款規制法10条3項で無効と判断された。右翼政党Xは、双務契約における履行不能を規定したドイツ民法典旧325条に基づいて、Y市に損害賠償請求をした。連邦通常裁判所は、宣伝費などの講演会の準備のために出費した費用の賠償請求を否定した。

その理由として、Xの蒙った損害は、Yの契約違反の結果ではないのでドイツ民法典旧325条の不履行損害とはいえないと判示した。費用出費の観念的な目的が挫折したことにより生じた損害は、非財産的損害であるので、ドイツ民法典253条の制約から、賠償されえないとされた。採算性の推定も働きようがなく、無駄になった費用を逸失利益の一部として損害に取り込むことはできなかった。費用支出の目的がもともと観念的なものであり、宣伝等のために支出された費用は、契約違反がなかったとしても、取り戻すことはできないからである。

【1991年4月19日のディスコ店開業用土地売買事件判決】<sup>(10)</sup>

買主Xがディスコ店を開業するために土地を売主Yから、ディスコ店の営業に適している旨の性質保証のもとに買い受けた。前の用益賃借人からディスコ店自体も購入した。しかし、その土地には駐車場の数が不足しており市からディスコの営業許可が下りなかった。旧民法典463条に基づいて、ディスコ店の購入費、店舗の改装費用、公証人代、登記費用、不動産業者への報酬、税金、火災保険料、ディスコ店購入のための借金に関する費用・利息、測量費用などの費用の賠償を請求した。連邦通常裁判所は、これらの個別費用を区別して処理し、採算性の推定が働くのは、反対給付を取得するための費用（公証人代、登記費用）と、給付の交換と必然的関連に立つ費用（土地取得税、火災保険料、測量費用）であると判示し、その費用については損害賠償を認めた。他方で、裁判所の判断によれば、上記以外の店舗購入のための二次的取引の締結に由来する費用（ディスコ店の購入と改装のための費用、借金に係わる利息）には、採算性の推定が働かず、損害賠償が認められなかった。

## 2 2002年施行の債務法現代化法によるドイツ民法典284条の導入以後の状況

「ドイツ民法典284条<sup>(11)</sup>【無駄になった費用の賠償】

債権者が給付を受けることを信じて費用を支出

し、かつ、正当に費用を支出することが許されるであろう場合には、債権者は、給付に代わる損害賠償に代えてその費用の賠償を請求することができる、ただし、債務者の義務違反がなかったとしても費用支出の目的を達することができなかったであろう場合には、この限りでない。」

#### (1) ドイツ民法典新284条による費用賠償請求権の成立要件

ここでは、ドイツ民法典284条による費用賠償請求権の成立要件を、債務法現代化法およびそれ以後の判例・学説の見解によってまとめた<sup>(12)</sup>。

- ①要件1は、全体的な要件として、給付に代わる損害賠償請求権の成立要件を満たしていることが必要である（ドイツ民法典280条1項、3項、281条～283条、311a条）。

給付に代わる損害賠償請求権は、いずれの場合でも、帰責事由が要件となっているので、債務者の帰責事由がなければ、費用賠償請求権という効果は発生しない。給付に代わる損害賠償ではなく、給付と共に行われる損害賠償の場合は、費用賠償と択一的関係に立たず、給付と共に行われる損害賠償と、ドイツ民法典284条の費用賠償とは、併存しうる（BGHZ 163, 381, 387<sup>(13)</sup>）。

- ②要件2は、費用が支出されたことである。

ドイツ民法典284条の費用とは、債権者の自由意思による財産的犠牲であり、この費用に属し賠償されるのは、契約費用及びその他の給付受領に要する費用であり、例えば債権者が債務者に支払うための資金を調達する際にかかる利子を含めた費用、債務者が給付する目的物を有効に活用するための費用（債権者が取得する絵画のための額縁、取得する土地の上に建てる建物、債務者の給付物を収納するため建物改築費用、貸しホールでの催し物の事前宣伝費用、債務者の給付物の付属品購入費用等）、仲介手数料、目的物の運送費用、購入した自動の登録費、コンサート鑑賞のための旅行・宿泊の費用等である。ドイツ民法典284条の費用に入るためには、その費用が、債権者と債務者の間の契約で約定されたかまたは前提とされた債務者のなす給付の使用目的に対応していなければならない。

ドイツ民法典284条の費用という概念は、ドイツ民法典347条2項の費用とは同じではない<sup>(14)</sup>。ドイツ民法典347条2項<sup>(15)</sup>に従い帰責事由の有無とは無関係に必要なまたは有益な費用の賠償がなされなければならない解除の場合とは異なり、ドイツ民法典284条の費用は、必要であったり、有益であったりすることは必要でなく、まさに無駄になったことが必要である。ドイツ民法典284条においては、解除の場合とは異なり、費用賠償債務者に利得があったことが要件ではない。

- ③要件3は、費用が給付受領を信頼して支出されたことである。

費用がドイツ民法典284条で賠償されるには、債務者の給付を受領することを信頼して支出されたものでなければならない。したがって、契約が有効に成立した後に支出されたか、または契約締結によって支出が条件づけられた費用でなければならない。契約対象である商品の調査費用、取引の清算関係に伴う費用は、ドイツ民法典284条の費用に入らない。なぜなら、これらの費用は、適切な契約履行を信頼してなされたものではないからである。

- ④要件4は、正当に支出することが許される費用であることである。

「正当に」という文言で示される正当性は、費用賠償請求権の成立要件であると同時に成立した費用賠償請求権の範囲を画定する。この要件をもって、ドイツ民法典は、任意の費用または任意に決めた高額な費用を——たとえそれが不合理に高いと思われる額であっても——支出するという債権者の自由を制限していない。制限されるのは、費用を債権者の任意で決めた高い額で債務者に転嫁することである。正当性という要件で、債務者が見当のつかない過大な責任結果から保護される。この要件によって費用賠償の範囲が制限されるのは、債権者が利益獲得以外の費用支出目的を持ちながら多額の費用を支出した場合または債権者が獲得を目指される利益に比して不合理に高い費用を支出した場合である。正当に支出することが許されない費用の場合、債権者に費用賠償請求権を完全に否定するのではなく、過失相殺に関

するドイツ民法典254条2項を類推して、適正な費用賠償請求権の額で減額しなければならない。債権者が、費用支出の時点で、すでに債務者の適切な債務履行のないことを見込まねばならない場合、ドイツ民法典254条2項が類推適用されて、ドイツ民法典284条の費用賠償請求権が否定されるかまたは減額される。

「正当に」という文言による費用賠償請求権の制限を超えて、費用賠償請求権の上限が、契約に関する履行利益によって、設定されることはない。この点において、ドイツ民法典122条、179条、旧307条が信頼利益の上限を設定していたのとは異なる。

- ⑤要件5は、債務者の義務違反と出費目的が達せられなかったこととの間に因果関係があることである。

費用支出の目的が達せられなかったこと、つまり費用が無駄になったことは、債権者が主張・立証しなければならない。費用が無駄になったとは、債務者の義務違反があったために、債権者の支出目的を基準に判断すると、その費用が有益でなかったことである。費用が無駄になったことが証明されれば、それと債務者の義務違反の間の因果関係は推定される。この推定を覆すために、債務者は、債務者の義務違反がなかったとしても費用支出の目的を達することができなかったであろうことを主張・立証しなければならない。

費用支出の目的が債務者の義務違反がなかったときでも達成できなかった場合、つまり両者の間に因果関係がない場合には、費用賠償請求権が消滅する（ドイツ民法典284条ただし書き）。これは、債権者が債務者と間で自己に不利益な取引を行ない、その取引が実行されても債権者に収益が出ないような場合でも、たまたま債務者の義務違反＝債務不履行があれば、債権者が債務者から費用賠償を受けられことを回避するためのものである。債権者にとって「棚からぼた餅」にならないようにしている。

債権者の契約目的は、観念的性質でも商業的な性質でもあり得る。観念的 목적を追求する場合には、費用の経済的な採算性はまったく重要ではな

い。それに対して、商業的 목적を追求している場合には、債務者は、ドイツ民法典284条によってなされる債務者の義務違反と無駄になった費用と間の因果関係の推定を、そもそも費用支出が収益をもたらさず採算性がないことを主張・立証して、覆すことが可能である。

費用の非経済的な目的が挫折した場合（持ち家の購入、趣味の絵画の購入もここに入る）に、費用賠償請求権を消滅させるために、経済的な採算性が費用支出になかったことを証明することは意味がない。例えば市公会堂事件では、費用賠償請求権を消滅させるためには、貸貸人（賠償債務者）は、賃借人（賠償債権者）の観念的 목적（政党の大会を開催すること）が、市公会堂を使用できたとしても、達成できなかったこと（収益させる債務の不履行とは異なった債務者に責に帰すべからざる事由から、政党の大会が開催できなかったことなど）を主張・立証しなければならないのである。政治講演会が、党員の関心のなさから、中止されたであろうことがその一例である。

ディスコ店事件で、費用支出の目的が商業的なものであれば、費用賠償債務者は、費用賠償債権者の投資が経済的に採算のとれるものでないことを主張・立証すれば、債務者の義務違反と無駄になった費用との間の因果関係を否定して、債権者の投資分の費用賠償請求を、退けることができる。この意味で、費用支出の目的が商業的なものである場合、ドイツ民法典新284条のただし書きは、債務法現代化法よりも前から判例が準則としてきた採算性の推定と類似してくる。判例における採算性の推定の場合、推定事実について損害賠償債権者が主張・立証責任を負い、前提事実を損害賠償債権者が主張・立証しなければならず、損害賠償債務者は、その推定を覆すために、反証をすればよかった。他方、ドイツ民法典新284条ただし書によると、債務者の義務違反と無駄になった費用との間の因果関係について、その不存在について、費用賠償債務者が主張・立証責任を負うので、費用賠償債務者が、費用に採算性がないことをもって、費用の支出目的が挫折することを主張・立証しなければならない。

ディスコ店事件でも、費用支出の目的を変更すると、事情は変わってくる。賠償債権者が、経済的損失を引き受けてでも、純粋に観念的目的から（例えば、青少年福祉事業の目的）ディスコ店を経営したいと欲するならば、採算性のない投資であること立証しても、債務者の義務違反と無駄になった出費の因果関係を否定したことはならず、費用賠償請求権を消滅させることはできない。

費用が無駄になることは、全期間のうちの一部において起こり得る。その場合、全部の費用のうちで無駄になった部分の費用賠償だけを認めることができる。売主Yから買主Xは、営業のため新車1台を購入し、自動車電話とナビゲーターなどの付属品を取り付けていたが、1年後、当該自動車の瑕疵のために売買契約を解除し、ドイツ民法典284条に基づき付属品代、運送費、自動車登録代という無駄になった費用の賠償を裁判上請求した事案において、連邦通常裁判所は、瑕疵ある自動車を購入した買主に、自動車に組み込まれた付属品の費用、自動車の運搬費用、並びに自動車の登録費用を内容とする費用賠償を、無駄になった時間の案分比例の範囲で、認めた。すなわち当該自動車は5年間使用でき、そのうち1年間は買主が自動車を使用したので、1年分の費用は無駄にならなかったという理由で、その1年分に当たる20%分減額したうえで、買主Xの売主Yに対する費用賠償請求を認めた<sup>(16)</sup>。

## (2) 費用賠償請求権と採算性の推定を基礎とした損害賠償請求権との関係

債務法現代化法より前の判例において、無駄になった費用は、その費用が債務者の債務の本旨履行がなされたとすれば収益を上げ、費用分の債権者の財産減少を補填することができる場合に、費用の採算性が推定され、給付に代わる損害賠償の一部として賠償された。費用の採算性の推定を基礎にした損害賠償請求権と、民法典新284条による費用賠償請求権との関係を、ここで説明する。

挫折した費用の賠償が損害賠償請求権によってなされるためには、費用支出の目的が商業的であり、かつ、費用について採算性の推定が働くことが必要である。このような条件を満たさない場合

でも、給付に代わる損害賠償請求権が成立しさえすれば、選択的に費用の賠償を可能とするために、ドイツ民法典新284条を導入して、独自の費用賠償請求権を創設したのである<sup>(17)</sup>。この費用賠償請求権は、損害賠償請求権の代わりに登場する。しかしこの費用請求権は、給付に代わる損害賠償請求権自体ではないので、費用の採算性の有無に関係なく成立する。

ドイツ民法典の新284条が導入されても、無駄になった費用に関する損害賠償請求権の判例は、影響を受けなかった。同条の導入後も、採算性の推定を基礎に、給付に代わる損害賠償の一部として、無駄になった費用の賠償を請求できる損害賠償請求権者の権利が維持された<sup>(18)</sup>。一方で、ドイツ民法典新284条が、収益目的をもって投じられた費用かどうかに関係なく、給付に代わる損害賠償と選択的に費用損害賠償を成立させ、他方で、判例によれば、無駄になった費用が、当該費用の採算性の推定が働きかつ覆されなければ、履行利益の一部として賠償される。このように、債務法現代化法以後の状況において、無駄になった費用を賠償させる法的手段は2つある。このような理解が、現在のドイツでは下級審裁判例（OLG Karlsruhe NJW 2005, 989<sup>(19)</sup>）とLG Bonn NJW 2004, 74<sup>(20)</sup>）および通説<sup>(21)</sup>）である。

費用賠償請求権は、給付に代わる損害賠償請求権と択一関係にあり、両者のうちどちらか一方しか選ぶことができない。両方の請求権を、取得することはできない。択一的関係性が目的としているのは、被害者が同一の財産的損失を理由に、給付に代わる損害賠償と費用賠償によって二重に賠償要求されえないことである<sup>(22)</sup>。特定の費用（例：公証人にかかる費用）について、債権者は、給付に代わる損害賠償としてかまたは費用賠償として請求することができるに留まる。

Ernstによれば、無駄になった費用を給付に代わる損害賠償の損害として扱うことは排除されないが、もはや必要はなくなっている<sup>(23)</sup>。なぜなら、284条に従った費用賠償のほうが、採算性の推定を伴う損害賠償よりも、主張・立証が容易だからである。

### 第3 本件事案の第1審判決と控訴審判決における費用賠償請求権問題の扱われ方

#### 1 事実関係

2007年3月20日、X<sub>1</sub>（日本教職員組合）が、株式会社Iを通して、Y<sub>1</sub>（株式会社プリンスホテル）が経営するTホテルに、「教育研究全国集会」の全体集会のために2008年2月2日当日と、準備のためにその前日に「飛天の間」を使用することを申し入れた。X<sub>1</sub>によれば、例年右翼団体の街宣行動があり、警察に警備を依頼していることをY<sub>1</sub>に説明したという。その10日後に、Y<sub>1</sub>の本社の営業部から利用承諾の回答があり、同年5月1日仮予約申込確認書がX<sub>1</sub>に届いた。同年5月11日までの仮契約期限を過ぎると、そのまま本契約に移行した。会場費の半額1155万円は、2007年7月31日にY<sub>1</sub>側に支払われた。

2007年11月5日にY<sub>1</sub>の宴会支配人と宴会営業部長が、株式会社Iと接触し解約したい旨を告げ、Y<sub>1</sub>は、同月12日にY<sub>1</sub>のホテルを訪れた株式会社IとX<sub>1</sub>の担当者2人に、解約したい旨を改めて伝え、同日付けの内容証明郵便で、X<sub>1</sub>側に契約解除の通知を行なった。Y<sub>1</sub>は、担当者がX<sub>1</sub>に電話をし、または社長名義の文書をX<sub>1</sub>に送付したが、X<sub>1</sub>との話し合いには応じなかった。

2007年12月4日、X<sub>1</sub>は、東京地方裁判所に仮処分を申し立てた。同地裁は、同月6日、20日等に審尋を行なった上で、同月24日、Y<sub>1</sub>に対し、X<sub>1</sub>に会場を使用させなければならないという決定を下した。Y<sub>1</sub>側は、同月28日に保全異議の申し立てをしたが認められず、2008年1月25日に東京高等裁判所に抗告をするも、同月30日に棄却され、仮処分命令が確定した。

それにもかかわらずY<sub>1</sub>は、X<sub>1</sub>による宴会場の使用を拒否したため、X<sub>1</sub>は本件集会の前夜祭や全体集会の開催中止を余儀なくされるとともに、本件集会に参加する予定であったX<sub>1</sub>を構成する単位組合X<sub>2</sub>らの組合員X<sub>3</sub>らは宿泊することもできなかった。しかも、Y<sub>1</sub>とその取締役であるY<sub>2</sub>

らは、Y<sub>1</sub>のホームページ上の掲載文や記者会見などで、前記契約を解約したのは当日予想される大規模な抗議行動や交通規制のために利用客や周辺住民に迷惑をかけることになるからであって、予約を受け付けた際のX<sub>1</sub>の説明には実態と大きく異なるものであったなどとする見解を表明した。

そこで、X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>ら、X<sub>3</sub>らは、2008年3月14日、Y<sub>1</sub>の違法な使用拒否及びホームページなどにおける説明に対して、X<sub>1</sub>に対する債務不履行ないしX<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>ら、X<sub>3</sub>らに対する不法行為に基づき、Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>ら（12人）に対し損害賠償（合計2億9326万円）および謝罪広告の掲載を求めて、本件訴訟を東京地裁に提起した。

#### 2 第1審判決と控訴審判決

##### (1) 第1審判決の結論<sup>(24)</sup>

第1審で認容された総請求額は、2億7150万余円である。

Y<sub>1</sub>およびY<sub>2</sub>ら全員に対し、次の額を連帯して支払うことを命ずるとともに、Y<sub>1</sub>に対する全国紙5紙への謝罪広告の掲載を命じた。

【X<sub>1</sub>の請求について】 財産的損害431万余円（請求は1392万円）・非財産的損害1億961万円（請求は1億円）・弁護士費用1710万円の合計1億3102万余円の支払いを命じた。

【X<sub>2</sub>らの請求について】 財産的損害・非財産的損害（各単位組合につき50万円を基準に個別事情で加算した）・弁護士費用（各単位組合につき損害の1割）の合計5800万円の支払いを命じた。

【X<sub>3</sub>らの請求について】 非財産的損害（各人につき5万円、1889名）・弁護士費用（各人につき5000円）の合計1億389万余円の支払いを命じた。

##### (2) Y<sub>1</sub>らの控訴を受けての控訴審の判決の結論<sup>(25)</sup>

控訴審で認容された総請求額は、1億2531万余円である。

【X<sub>1</sub>の請求について】 X<sub>1</sub>に対する不法行為ないしは債務不履行に基づく賠償については、原判

決の判示をそのまま引用して、Y<sub>1</sub>のX<sub>1</sub>に対する不法行為責任・債務不履行責任を認めた。認容された請求額は以下の通りである。

Y<sub>1</sub>およびY<sub>2</sub>ら代表取締役を含む担当取締役4名による宴会場等の使用拒否及びホームページ等における説明文の掲載が債務不履行ないしは不法行為にあたるとして、X<sub>1</sub>の請求した財産的損害1392万余円の全額、非財産的損害の一部8547万円(X<sub>1</sub>とX<sub>2</sub>らの財産的損害の合計額の3倍)、および弁護士費用993万円の合計1億932万余円は認容されたが、控訴審判決では、その余の請求は棄却された。控訴審判決は確定した。

【X<sub>2</sub>らの請求について】 50の単位組合の財産的損害1456万余円はX<sub>1</sub>の損害と同視しうるとして、これに弁護士費用143万余円を加えた合計1599万余円を認容したが、控訴審判決では、X<sub>2</sub>らの非財産的損害の請求は棄却された。

【X<sub>3</sub>らの請求について】 X<sub>3</sub>らの非財産的損害の請求は、控訴審判決において棄却された。

### (3) X<sub>1</sub>のY<sub>1</sub>に対する使用契約の不履行に基づく損害賠償請求権

#### ①第1審判決における使用契約の不履行に基づく損害賠償請求権

「……、Y<sub>1</sub>が本件使用拒否に基づき債務不履行責任を負うかどうかを検討するに、上記1認定の本件経緯等に照らすと、Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>においては、本件解約を行った上、本件仮処分命令等に従うことなく、X<sub>1</sub>による本件各宴会場の使用を拒否するとともに、本件教研集会の参加者らがホテルS及びホテルTで宿泊することも拒否したことは明らかである。このため、X<sub>1</sub>は、平成19年2月1日、本件各集会の開催の中止を余儀なくされるとともに、同日及び翌2日、実際に本件各宴会場のいずれも使用することができず、また、本件教研集会の参加者らが同年1月31日から同年2月4日までホテルS及びホテルTのいずれにも宿泊することができなかったのであるから、かかるY<sub>1</sub>の行為が本件各施設使用契約に基づく債務不履行(履行不能)に該当するというべきである。」

#### 〔1) X<sub>1</sub>の損害

##### ア 財産的損害

(ア) 《証拠略》によると、X<sub>1</sub>は、本件各集会の開催準備等に関し、別紙損害目録1(……)記載の各費用を支払ったことが認められ、これに反する証拠はない。

(イ) そして、Xらは、これらの費用が本件使用拒否によって生じた財産的損害である旨を主張するので、この点について検討すると、平成20年1月31日に開催された緊急全国代表者会議に関する費用301万4530円(……)、本件全体集会以てなされる予定であった記念講演原稿から配布用のブックレットを作成するのに要した費用128万6250円(……)、本件前夜祭及び本件全体集会中止のお詫び状の郵送料1万1280円(……)は、X<sub>1</sub>に対し本件各施設を使用させていれば生じることのない費用であったと解することができ、本件使用拒否と因果関係のある損害であると認められる。

(ウ) これに対し、その余の本件各集会の開催準備及び実施のために支出した費用合計961万3130円は、本件使用拒否がされず本件各集会が開催された場合にも支払う必要のある費用であったとみることができるから、本件使用拒否と因果関係があるとは認められないといわざるを得ない(宿泊費……や航空券のキャンセル料……等も、本件使用拒否がされなかった場合、より高い費用を支払わなければならなかったから、同様である)。

ただし、本件各集会を開催することができなかつた以上、その開催準備及び実施のために支払った費用については、その本来の効用が得られず無駄となったというべきである。したがって、かかる支払についても、何らかの填補を図るのが相当であるから、後記のとおり、X<sub>1</sub>の非財産的損害に対する賠償額を算定するのに、これを考慮することとする。

(エ) したがって、本件使用拒否と因果関係のあるX<sub>1</sub>の財産的損害は、合計431万



2060円である。」

## ②控訴審判決における使用契約の不履行に基づく損害賠償請求権

「損害の額

被控訴人X<sub>1</sub>に生じた財産的損害（……）  
証拠（……）及び弁論の全趣旨によれば、  
被控訴人X<sub>1</sub>が支出した原判決別紙損害  
目録1記載の出費は、いずれも前夜祭及  
び全体集會が実施されないこととなった  
にもかかわらず支出せざるを得なかった  
ものであり、被控訴人X<sub>1</sub>に生じた財産  
的損害であると評価することができる。  
したがって、被控訴人X<sub>1</sub>に生じた財産  
的損害は、合計1392万5190円であると認  
められる。」

### 3 費用賠償請求権問題の視点からの検討

我が国の下級審裁判例を鳥瞰してみると、債務不履行に基づく損害賠償請求権を用いて、無駄になった費用の賠償請求を認容しているものが幾つか見られるが、ドイツにおける給付に代わる損害賠償請求権と費用賠償請求権のような二つの構造的相違のある対照的な請求権が意識的に構成されてはいなかった。履行利益賠償の手段としての損害賠償請求権との相違を際立たせることなく、民法415条の要件構成に適合させて、費用賠償請求権を認めていた。しかし、費用賠償請求権を実質的に認めた下級審裁判例を仔細に検討すると、ドイツ民法典248条の費用賠償請求権の成立要件と同じ考慮がなされていた<sup>26)</sup>。

プリンスホテル日教組大会事件は、ホテルの広間の使用契約がプリンスホテルと日教組の間に成立し、プリンスホテル側に債務不履行（履行不能）に基づく損害賠償責任が発生し、日教組が支出した諸費用の賠償が問題になった。プリンスホテル日教組大会事件は、ドイツの市公会堂の賃貸借契約が成立して、賃貸人である市が借借人である右翼政党に用益させなかった事件を想起させるものであった。市公会堂事件でも賃貸人の用益させる債務が債務者の責に帰すべき後発的履行不能となり、借借人たる右翼政党が支出した諸費用の賠償

が問題になった。同事件は、債務法現代化法よりも16年前の事件であるが、まさにドイツ民法典新284条の費用賠償請求権を導入する契機となった。日教組も右翼政党も、自発的に行った費用支出の目的が商業的ではなく、採算性の推定を受けない費用であった。

第1審判決で賠償が認められた日教組側の費用は、「平成20年1月31日に開催された緊急全国代表者会議に関する費用301万4530円、本件全体集會でなされる予定であった記念講演原稿から配布用のブックレットを作成するのに要した費用128万6250円、本件前夜祭及び本件全体集會中止のお詫び状の郵送費1万1280円」であった。これらの費用は、X<sub>1</sub>に対し本件各施設を使用させていれば生じることのない費用であったと解することができ、本件使用拒否と因果関係のある損害であると認められると裁判所自身が、債務不履行と因果関係のある、つまり債務不履行が引き起こした積極損害（財産損失）であると述べている。債権者が支出した費用であるが、これらの費用は、本稿でたびたび登場した「債権者が給付を受けることを信じて費用を支出したが、債務者の債務不履行によって無駄になった費用」ではないのである。無駄になった費用の場合には、債務不履行との因果関係はない。第1審判決が賠償を認めた費用は、不履行損害、履行利益、積極的利益といわれる損害に属する。もっとも、逸失利益のように財産の増加が債務不履行で阻止されたのではなく、債務不履行により財産の減少がもたらされたのである。第1審判決で賠償が認められた費用は、ドイツ法でいえば、給付に代わる損害賠償請求権で賠償されるが、ドイツ民法典284条の費用賠償請求権では賠償されない。

第1審判決で賠償が認められなかった費用は、「本件各集會の開催準備及び実施のために支出した費用合計961万3130円」で、これらの費用は、「本件使用拒否がされずに本件各集會が開催された場合にも支払う必要のある費用であったとみることができるから、本件使用拒否と因果関係があるとは認められないといわざるを得ない」。これらの費用は、本稿でたびたび登場した無駄になっ

た費用であり、消極的利益、信頼利益に属する。その費用支出は、債務不履行との間に因果関係がない。ドイツ民法典新284条で賠償される費用である。この費用は、費用支出が商業的であり、かつ採算性の推定が働けば、給付に代わる損害賠償請求権によっても賠償され得た。しかし、日教組の教研集会の開催という費用支出の目的は収益を産み出すことを目指しておらず、この費用は、履行利益の一部に取り込まれることはなく、給付に代わる損害賠償では賠償され得ない。

第1審判決が判断した2種類の費用は、一方が履行利益賠償の対象となり、他方が信頼利益賠償の対象となる。この二つが同時に登場したことによって、裁判所は、2種類の費用の賠償について、その構造的差異をよく理解し、対照的な処理を行った。無駄になった費用しか請求されない事件であれば、費用賠償の構造を意識せず、形だけで415条に適合させて、費用賠償を認めたかも知れない。もしドイツ法でこの2種類の費用の賠償問題を処理するとしたら次のようになるであろう。すなわち、第1の可能性は、本件第1審判決と同じである。そして第2の可能性は、ドイツ民法典284条を適用して、「本件各集会の開催準備及び実施のために支出した費用」の賠償を認めるというものである。第1の可能性と第2の可能性は、ドイツ民法典284条で択一関係になっているので、債権者の選択で、最終的にどちらの請求権が行使されるかが決まる。第1審判決は、これまでの損害賠償法の構造、すなわち債務不履行に基づく損害賠償は履行利益を賠償するのであるということに忠実に2種類の費用を対照的に処理し、一方の費用の賠償は認めず、他方の費用の賠償は認めた。ここにおいて、我が国でも、ドイツ民法典284条のような費用賠償請求権を解釈上または立法で留意していくべきか否かという問いが発せられる<sup>(27)</sup>。本件事案において、費用支出の目的が収益を目指す商業的なものであったとすれば、ドイツが判例で形成してきた「採算性の推定(Rentabilitätsvermutung)」を我が国でも取り入れ、その推定が覆されない限り、本件第1審で問題になった2種類の費用のどちらについても賠償

を認めることができたであろう。これは、履行利益賠償の枠内での処理であり、立法がなくても十分に実現可能である。

第1審判決は、既存の履行利益賠償のルートに沿って、「本件各集会の開催準備及び実施のために支出した費用」の賠償を否定した後で、「ただし、本件各集会を開催することができなかった以上、その開催準備及び実施のために支払った費用については、その本来の効用が得られず無駄となったというべきである。したがって、かかる支払についても、何らかの填補を図るのが相当であるから、……X<sub>1</sub>の非財産的損害に対する賠償額を算定するのに、これを考慮することとする」と述べている。この部分も、比較法的に興味深い部分である。我が国は、非財産損害に対する慰謝料請求を、強く制限する条文及び判例を、ドイツに比較すると有していない。それ故に、財産損害として取り込めなかった損害を、非財産損害または精神損害の算定において顧慮することができる。しかし、ドイツ民法典<sup>(28)</sup>は、非財産損害を極めて狭い範囲でしか認めていないので、そのような調整ができない。ドイツ民法典284条の費用賠償請求権の核心的問題は、ドイツ民法典が非財産損害に対して賠償を極めて制限していることにあるという指摘もなされる程である<sup>(29)</sup>。

控訴審判決は、第1審判決で区別された2種類の費用を一緒に扱って、賠償を共に認めた。その背景に政策判断があるのか、それとも理論的把握がなされなかったのかは、分からない。事案処理としては妥当かも知れないが、少なくとも、第1審判決のような理論的興味を起こさせることは無かった。

#### 第4 結び

費用賠償請求権に関連して、費用の賠償をいかに行うかについて、ドイツの状況を鏡にしながら、プリンスホテル日教組大会事件の第1審と控訴審の判決を検討した。ドイツの状況が、日本にとって、解釈上または立法上参考になるのではないかということ、下級審裁判例の中で具体的に示せ

ていれば、本稿の目的は達成されたといえる。

## 注

- (1) 第1審判決を評釈した久保利英明・野宮拓「プリンスホテル事件と企業の使命：東京地判平成21・7・28の教訓」『NBL』911号8頁。
- (2) 第1審判決を評釈した岩本一郎「日教組の教研集会会場使用拒否事件」『法学教室』350号28頁、永山茂樹「ホテル宴会場等を集会に利用する権利：日教組教育研究会使用拒否事件〈最新判例演習室／憲法〉」『法学セミナー』662号126頁、上村貞美「集会の自由に関する3つの判決」『名城ロースクール・レビュー』22号1頁。控訴審判決を評釈した松田浩「プリンスホテル日教組大会会場使用拒否事件控訴審判決」『ジュリスト』臨時増刊1440号（平成23年度重要判例解説）24頁。
- (3) 控訴審判決を評釈した吉村良一「ホテルの施設使用許可の仮処分を無視した使用拒否を理由とする損害賠償請求 プリンスホテル日教組大会会場等使用拒否事件」『私法判例リマックス』44号42頁、前田陽一「施設使用許可仮処分確定にもかかわらず使用を拒否したホテルの損害賠償責任と弁明による名誉毀損：プリンスホテル日教組大会事件控訴審判決」判時2142号157頁（判例評論639号11頁）。
- (4) Palandt<sup>71</sup>/Grüneberg Vorb v § 249 Rn.10.
- (5) BGH NJW 1998, 2902.
- (6) Brox/Walker, Allgemeines Schuldrecht, 32. Aufl. 2007, § 31 Rn.11.
- (7) BGHZ 99, 182, 196f. BGH Urteil vom 15. 3. 2000 NJW 2000, 2342.
- (8) BGHZ 99, 182, 198ff.
- (9) BGHZ 99, 182 = BGH Urteil vom 10. 12. 1986 NJW 1987, 831.
- (10) BGHZ 114, 193 = BGH Urteil vom 19. 4. 1991 NJW 1991, 2277.
- (11) 同条の制定過程については、拙稿「ドイツ新民法典284条の費用賠償請求権」明治学院論叢法学研究74号9頁以下（2002年）参照。
- (12) 邦語文献として、拙稿「ドイツ新民法典284条の費用賠償請求権」（前掲注11）18頁以下（2002年）、上田貴彦「ドイツ給付障害法における費用賠償制度の概観」『同志社法学』57巻5号141頁以下（2006年）、金丸義衡「契約法における支出賠償の構造」『姫路法学』48号80頁以下（2007年）、藤田寿夫「民法416条と無駄になった出費の賠償」新井誠／山本敬三・編著『ドイツ法の継受と現代日本法』〔ゲルハルト・リース教授退官記念論文集〕日本評論社2009年281頁、を参照。
- (13) BGHZ168, 381 = BGH Urteil vom 20. 7. 2005 NJW 2005, 2484. 同判決につき後掲注16を参照。
- (14) Medicus/Lorenz, Schuldrecht I Allgemeiner Teil 19. Aufl. 2010, Rn.455h.
- (15) ドイツ民法典347条 【解除による収益および費用】  
2項：返還債務者が客体を返還し、価額を償還し、またはその価額返還義務が前条第3項第1号もしくは第2号により消滅したときは、返還債務者に対して必要な費用を賠償しなければならない。その他の費用は、返還債務者がこれにより利益を受ける限りにおいて賠償しなければならない。
- (16) BGHZ163, 381 = BGH Urteil vom 20. 7. 2005 NJW 2005, 2848. この判決については、藤田「民法416条と無駄になった出費の賠償」（前掲注12）281頁、金丸「契約法における支出賠償の構造」（前掲注12）69頁も参照。この判決で連邦通常裁判所が述べた次の3点にも注目すべきである。①連邦裁判所が、収益獲得目的での出費についても「採算性の推定」ではなくドイツ新民法典284条を適用した。②既に取り付けた付属品を自動車の買主が別の自動車に使用することは期待できないので、原則として売主は付属品の費用も買主に賠償すべきであるとした。③瑕疵の鑑定費用は、給付と共に行われる損害賠償であり、給付に代わる損害賠償ではないので、284条の費用賠償と択一的関係に立たず、併存すると判示した。
- (17) BT-Drucksache 14/6040, S.142ff.
- (18) この権利が認められなくなるという議論があった。それについては、BT-Drucksache 14/6040 S.143f.; Anw-Komm/Arnord § 284 Rn.10. を見よ。
- (19) 本判決は、原始的不能である債務の債権者がドイツ民法典311a条に基づき「給付に代わる損害賠償」または「費用賠償」を請求できる場合、給付に代わる損害賠償を請求すれば、費用賠償請求はできないが、債務法現代化法施行後においても依然として、採算性の推定を基礎に、無駄になった費用の賠償請求をすることができるとした。
- (20) 本判決の事案で、住宅用建物のある土地を購入した原告が、その不動産の基礎部分と地下における湿気防止策の不備から来る瑕疵を理由に売買契約を解除した。解除に伴う返還関係を終えた後で、損害賠償が問題となり、買主（債権者）は、売主の債務の履行を信頼して投じた費用の賠償と、湿気問題の調査・鑑定に要した費用の賠償を売主に請求した。Bonn地方裁判所は、後者の費用につき「給付に代わる損害賠償」として賠償を認め、かつ前者の費用についても「採算性の推定」を基礎に賠償を認めた。
- (21) Canaris, Sondertagung Schuldrechtsmodernisierung JZ 2001, 499, 517, Althammer, Ersatz vergeblicher

Maklerkosten nach der Schuldrechtsreform. Risikoverteilung, Rentabilitätsvermutung und § 284 BGB, NZM 2003, 129, Staudinger<sup>12</sup>/ Otto (2009), § 284 Rn. 12, Palandt<sup>71</sup>/Grüneberg § 281 Rn.23, Bambege/Roth<sup>2</sup>/Unberath § 284 Rn.4; Huber/Faust, Schuldrechtsmodernisierung Einführung in das neue Recht, Kap.4 Rn.50.

この理解に反対する見解として, Stoppel, Der Ersatz frustrierter Aufwendungen nach § 284 BGB, AcP 204 (2004), 81, 112; Gsell, Das Verhältnis von Rücktritt und Schadensersatz, JZ 2004, 643.

(22) BGH Urteil vom 20.7.2005 BGHZ 163, 381.

(23) MünchKomm<sup>6</sup>/Ernst § 284 Rn.35.

(24) 東京地判平成21年7月28日判時2051号3頁・判タ1313号200頁。

(25) 東京高判平成22年11月25日判時2107号116頁・判タ1341号146頁。

(26) 拙稿「費用賠償請求権について」円谷峻/松尾弘・編集代表『損害賠償法の軌跡と展望』[山田卓生先生古稀記念論文集] (日本評論社2008年) 531頁以下と藤田「民法416条と無駄になった出費の賠償」(前提注12) 283頁以下は, 東京地判昭和47年7月17日判時688号76頁, 東京地判昭和53年11月17日判タ378号118頁, 東京地判昭和61年6月30日判タ606号101頁, 東京地判平成6年9月8日判時1536号61頁を, 415条の要件構成のもとで, 費用賠償を認めた下級審裁判例として分析している。

これらの裁判例以外に, 藤田「民法416条と無駄になった出費の賠償」(前提注12) 284頁以下は, 東京地判昭和48年9月25日判時740号75頁, 大阪高判昭和46年10月21日判時656号56頁, 東京高裁昭和61年5月28日判時1194号82頁を挙げて検討している。後二者は, 瑕疵担保責任の効果としての損害賠償が問題になっている。瑕疵担保責任の信頼利益賠償であるがゆえに, 信頼利益に入る費用支出の賠償が認められたのかもしれないので, 債務不履行の効果としての費用賠償請求権が認められた事例として, これらを扱うのは不適切であろう。

債務不履行の効果として費用賠償と逸失利益賠償を認めた大阪地判昭和47年12月8日判時713号

104号について, 上田「ドイツ給付障害法における費用賠償制度の概観」(前掲注12) 129頁以下は, 他の下級審裁判例と同様に正確な問題認識を欠くと評し, 藤田「民法416条と無駄になった出費の賠償」(前掲注12) 289頁以下は, 費用賠償と逸失利益の賠償の二つ請求は, 二重賠償を回避できる限りで, 併存できるので, 二重賠償を回避した上で二つの請求を認めた同判決を支持する。筆者も, この藤田説に基本的に与りたい。この大阪地判は, 理論を示していないが, ドイツ法でいえば, 費用支出の目的が商業的であり, かつ採算性の推定が働いた場合に対応する事案を扱っていると位置づけられる。この事案は, 彼の地においても, 履行利益として, 費用賠償と逸失利益賠償の双方が, 二重賠償とされない限りで, 認められたであろう。

(27) 拙稿「費用賠償請求権について」(前掲注26) 529頁以下で, 費用賠償請求権を導入すべき次の3つの理由から, 導入を支持した。すなわち, ①債務不履行があっても, 逸失利益などの損害の発生を証明できない場合に, 履行利益賠償が否定されるが, 信頼利益に属する費用支出がある場合には, その賠償を認めることで債権者債務者間でのきめの細かい利害調整ができる。②契約の無効または不成立の場合に, 無駄になった費用の賠償が認められるのに, 契約が有効であると, 不履行の結果, 履行利益の賠償に代えて, 無駄になった費用の賠償が否定されるのは論理必然ではない。③費用賠償請求権では, 仮定的状態を念頭に置いた観念上の損害ではなく現実の損害の補償が問題となっているので, 損害填補の必要性が現実的であり, その損害填補の必要性が説得力をもって説明できる。

(28) ドイツ民法典は, 253条で, 財産損害でない損害については法律に定められた場合に限り, 金銭による賠償を請求することができると規定し, 847条で, 身体, 健康, 自由の侵害の場合に慰謝料請求を認めている。

(29) Koziol, Glanz und Elend der deutschen Zivilrechtsdogmatik — Das deutsche Zivilrecht als Vorbild für Europa? AcP 212 (2012), 1, 41ff. さらに上田「ドイツ給付障害法における費用賠償制度の概観」(前掲注12) 172頁以下を参照。